

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案の概要

- 1 給料の調整額の算定の基礎となる調整数を次のとおり改めることとした。

適用区分表

勤務箇所	職 員	調 整 数	
		現 行	改正後
特別支援 学校	(1) 児童生徒の介助業務に直接従事することを本務とする者	2	1
	(2) 児童生徒の輸送に伴う介助業務に直接従事することを常例とする職員で教育委員会の指定する者（(1)に掲げる者を除く。）	1	0 (不支給)

- 2 施行期日は次のとおりとする。

平成27年4月1日

<参考：教員に対する給料の調整額の見直し内容>

勤務箇所	調 整 数	
	現 行	H27.4.1～
特別支援学校	1.25	1
特別支援学級（小中学校）	1	0.8

条 例 等 立 案 表

<p>題名 徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育委員会教職員課</p>
	<p>担当者名 石井良和</p>
	<p>電話番号 三二六八</p>
<p>制定理由 特別支援教育に携わる教員の給料の調整額の見直しを踏まえ、他の都道府県との均衡等を考慮し、本県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給料の調整額を引き下げる等の必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 特別支援学校に勤務する児童生徒の介助業務に直接従事することを本務とする者について、給料の調整額の算定の基礎となる調整数を引き下げることにした。 二 特別支援学校に勤務する児童生徒の輸送に伴う介助業務に直接従事することを常例とする職員で教育委員会の指定する者(一に掲げる者を除く。)について、給料の調整を行わないこととした。 三 この規則は、平成二十七年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十四年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表その1を次のように改める。

その1 適用区分表

勤務箇所	職 員	調整数
特別支援学校	児童生徒の介助業務に直接従事することを本務とする者	—

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

改正案	現行														
<p>別表（第二条関係） その1 適用区分表</p> <table border="1" data-bbox="201 398 762 521"> <thead> <tr> <th>勤務箇所</th> <th>職員</th> <th>調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援 学校</td> <td>児童生徒の介助業務に直接従事することを本務とする者</td> <td>一</td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所	職員	調整数	特別支援 学校	児童生徒の介助業務に直接従事することを本務とする者	一	<p>別表（第二条関係） その1 適用区分表</p> <table border="1" data-bbox="831 398 1393 766"> <thead> <tr> <th>勤務箇所</th> <th>職員</th> <th>調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別支援 学校</td> <td>(1) 児童生徒の介助業務に直接従事することを本務とする者</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>(2) 児童生徒の輸送に伴う介助業務に直接従事することを常例とする職員で教育委員会が指定する者（(1)に掲げる者を除く。）</td> <td>一</td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所	職員	調整数	特別支援 学校	(1) 児童生徒の介助業務に直接従事することを本務とする者	二	(2) 児童生徒の輸送に伴う介助業務に直接従事することを常例とする職員で教育委員会が指定する者（(1)に掲げる者を除く。）	一
勤務箇所	職員	調整数													
特別支援 学校	児童生徒の介助業務に直接従事することを本務とする者	一													
勤務箇所	職員	調整数													
特別支援 学校	(1) 児童生徒の介助業務に直接従事することを本務とする者	二													
	(2) 児童生徒の輸送に伴う介助業務に直接従事することを常例とする職員で教育委員会が指定する者（(1)に掲げる者を除く。）	一													